

あま市国土強靱化地域計画(改定版) 概要版

第1章 強靱化の基本的な考え方

○ 計画の目的・位置づけ

本計画は、いかなる災害が発生しても機能不全に陥らず、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもち「ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”」を構築するための施策を総合的・計画的に推進する指針としてとりまとめるものです。

強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定し、「国土強靱化基本計画」(令和5年7月改定)、「愛知県地域強靱化計画」(令和2年3月)及びあま市総合計画と調和・整合を図ります。

本計画が対象とする期間は、令和7年度から令和16年度までとし、計画期間を10年間とします。概ね5年ごとに必要に応じて見直しを実施します。

○ 基本目標

平成25年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第14条において、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び愛知県地域強靱化計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとします。

- 市民の生命を最大限守る。
- 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 迅速な復旧復興を可能とする。

○ 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の理念を踏まえ、以下の方針に基づき、防災・減災及び迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを推進します。

市の特性を踏まえた取組推進

社会経済情勢を考慮し、長期的な視野で計画的に取り組み、地域の潜在力を最大限活用しながら、安全・安心を担う人材の育成・確保を進めること。

効率的・効果的な取組推進

関係者の連携を重視し、地域間のネットワークを構築しながら、日常の安全・安心と産業活性化を図り、限られた資源を効率的に活用すること。

防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

市民一人ひとりが防災教育を通じて自ら行動できるようにし、防災リーダーや消防団員の育成を推進し、県・市町村や民間事業者との連携を強化すること。

第2章 本市の地域特性

本市の地理的特性や気候的特性、社会経済的特性をとりまとめた。

第3章 計画策定に際して想定するリスク

計画策定に際して想定される水害、火災、地震・津波災害についてリスクを整理しました。

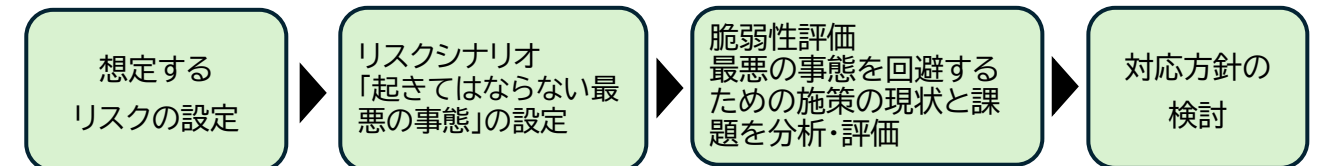
なお、本市での主な災害発生状況は、「あま市地域防災計画」(令和6年2月修正)にまとめられたとおりであり、本市において過去に被害をもたらした風水害、発生が危惧される南海トラフ地震を始め、県内の地震断層に起因する内陸型地震などの大規模地震が想定されます。

第4章 脆弱性評価

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことです。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討しています。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討しました。



○ 「起きてはならない最悪の事象(リスクシナリオ)」、施策分野の設定

起きてはならない最悪の事象(リスクシナリオ)の設定は、国の強靱化計画で設定されている6つの「事前に備えるべき目標」と、35項目の「起きてはならない最悪の事象」を参考に、本市の総合計画との整合性や地域特性等を勘案し、次ページの表のとおり26項目に整理しました。

施策分野の設定は、国の強靱化計画で設定されている12の個別分野及び6の横断的分野、及び県の強靱化計画で設定されている11の個別分野及び4の横断的分野を踏まえ、下記15項目に整理しました。

(個別施策分野)		(横断的分野)
1)行政機能/消防等/防災教育	7)交通・物流	12)リスクコミュニケーション
2)住宅・都市	8)農林水産	13)人材育成
3)保険医療・福祉	9)国土保全	14)産学官民・広域連携
4)エネルギー	10)環境	15)デジタル活用
5)情報通信	11)土地利用	
6)産業・経済		

第5章 強靱化の推進方法

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事象」を回避するための推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)を整理しました。次ページの表に指針を示しています。

第6章 施策の重点化

限られた資源で、効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の重点化を図る必要があります。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、重点化すべき施策項目については、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などの視点から総合的に判断し、施策の進捗状況を確認しながら、適宜見直しを行います。

○ アクションプランの策定及び進捗管理

施策を推進するにあたっては、原則として、総合計画の基本計画事業を本計画の主要施策としてとりまとめ、基本計画事業の具体的な進め方を明示した実行計画を本計画のアクションプランとして位置付けます。

本計画のアクションプランの進捗状況は、総合計画の実行計画の進捗管理と兼ね、進捗状況を把握します。

○ 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、5年ごとに計画の見直しを実施します。ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行います。地域防災計画など国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定期間に所要の検討を行い、本計画との整合を図ります。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		施策の策定に係る基本的な指針
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	○住宅・建築物等の耐震化等の促進 ○公共施設等の耐震化の推進・促進 ○交通施設等における脆弱性の解消 ○家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進 ○災害対応能力の向上 ○消防団等の充実強化の促進等 ○防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○火災に強いまちづくり等の推進 ○水利確保や火災予防・被害軽減のための取組推進等 ○災害対応能力の向上 ○情報通信関係施策の推進 ○消防団等の充実強化の促進等 ○住宅・建築物等の耐震化等の促進 ○公共施設等の耐震化の推進・促進 ○消防水利の確保
	1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	○津波防災地域づくり ○住宅・建築物等の耐震化等の促進 ○河川堤防の耐震化等の推進 ○避難場所・避難路の確保・整備等 ○河川の水門・排水機場等の耐震化等の推進 ○農業用排水機場等の耐震化等の推進 ○情報伝達手段の多重化・多様化の推進等 ○継続的な防災訓練や防災教育等の推進等
	1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（排水機場の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	○ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進 ○継続的な防災訓練や防災教育等の推進等 ○河川の改修 ○海拔ゼロメートル地帯の対策○気候変動を踏まえた水災害対策 ○情報通信関係施策の推進 ○災害対応能力の向上 ○排水機場等の防災対策の推進 ○浸水等の被害軽減に資する対策の推進
	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○災害対応の体制・資機材強化 ○災害対応業務の実効性の向上 ○地域の活動拠点施設の耐災害性の強化 ○消防団員の確保等 ○道路ネットワークの準備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進 ○海拔ゼロメートル地帯の対策 ○いのちと暮らしを支える交通環境の形成 ○避難行動要支援者の支援 ○住宅・建築物等の耐震化等の促進
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○医療リソースの供給体制の確立 ○多数の負傷者が発生した場合の対応 ○災害時における医療機能の確保・支援体制強化 ○道路ネットワークの整備、災害時の医療提供インフラ確保 ○救急搬送の遅延の解消 ○要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備 ○要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築 ○住宅・建築物等の耐震化等の促進
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	○避難所における良好な生活環境の確保等 ○避難所の運営体制等の整備 ○継続的な防災訓練や防災教育等の推進等 ○避難所における必要物資の確保等 ○被災者の健康管理 ○被災者の生活支援等 ○避難行動要支援者への支援
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○輸送ルートの確保対策の実施 ○迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備 ○水道施設の老朽化対策等の推進 ○応急食料等の調達 ○食料・燃料等の備蓄 ○燃料等の仮貯蔵 ○物資調達・供給体制、支援体制の構築等 ○海拔ゼロメートル地帯の対策 ○住宅・建築物等の耐震化等の促進
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	○帰宅困難者対策の推進 ○帰宅困難者等の受入態勢の確保 ○交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整 ○地方行政機関等の機能低下の回避
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生	○衛生環境の確保等 ○下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実 ○避難所となる施設の衛生環境の確保 ○医療活動を支える取組の推進 ○住宅・建築物等の耐震化等の促進
	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	○治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化 ○公共の安全等の秩序維持体制の整備 ○地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-2	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	○地方行政機関等の機能維持 ○自治体の業務継続計画の作成及び見直し ○行政職員の不足への対応 ○防災拠点等の電力確保等 ○復旧復興施策や被災者支援の取組等 ○住民等の自発的な防災行動の促進

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		施策の策定に係る基本的な指針
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力・経営執行力低下）	○道路ネットワークの整備、道路施設の災害対策の推進 ○水の安定供給 ○燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備
	4-2	有害物質の大規模な拡散・流出	○有害物質の流出等の防止対策の推進
	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
	4-4	農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下	○農地・農林等の荒廃の防止
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができない事態	○放送設備等の防災対策 ○情報伝達手段・体制の確保
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	○輸送基盤の災害対策の推進等
	5-3	都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	○輸送基盤の災害対策の推進等
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	○水道施設等の耐震化等の推進 ○上水道等の復旧の体制等の強化 ○下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実 ○污水处理施設等の災害対応力の強化等 ○浄化槽の整備
	5-5	基幹的交通ネットワーク機能停止による物流・人流への甚大な影響	○交通施設の防災対策の推進 ○輸送ルート確保の強化 ○道路における冠水対策 ○住宅・建築物等の耐震化等の促進 ○道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策 ○危険な空き家の除却等への支援○災害情報の収集体制の強化
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	○事前復興、復興方針・体制づくりの推進
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	○復旧・復興を担う人材の育成等
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物の仮置場の確保の推進 ○災害廃棄物処理計画の策定等 ○ごみ焼却施設の災害対応力の強化等 ○災害廃棄物に含まれる有機物質の適正距離 ○災害廃棄物輸送体制の構築 ○災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携 ○住宅・建築物等の耐震化等の促進
	6-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	○仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化 ○既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保 ○自宅居住による生活再建の促進
	6-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	○災害からの復旧復興施策等の推進 ○災害に強い民間物流施設の整備促進等

改定のポイント

- ✓ 国の強靱化計画に合わせ、横断的分野としてデジタル活用を追加しました。
- ✓ 国の強靱化計画に合わせ、「事前に備えるべき目標」を8つから6つに再編しています。
- ✓ 上記の再編を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を32項目から26項目へ再編しています。
- ✓ 「自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態」を新たに設定しています。